

【別紙】ドイツ渡航にかかる検疫措置等について

2022年12月20日現在

ワクチン 接種回数	ドイツ入国	ドイツ出国 (日本入国)	日本帰国後の 隔離措置	ドイツ滞在中に陽性者(症状あり)となった場合
3回以上	制限なし	有効なワクチン接種証明書 (WHO緊急使用リストに 掲載されているワクチン)	なし (感染疑いの症 状が ある場合除く)	<p><隔離措置> 州によって異なる</p> <p>[例:ベルリン州] 感染者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 48時間無症状であり且つ迅速検査が陰性であることを条件に、陽性となった検査日の翌日を起算日として最短5日間で隔離を終了することが可能になる。 ● ただし、隔離開始日から5日間経過しても、48時間無症状でない場合には48時間無症状で且つ迅速検査が陰性になるまで最長10日間の隔離が必要となる。 ● 症状の有無にかかわらず、隔離開始日から最長10日間で隔離は終了し、この隔離終了に際しては、陰性証明書は必要としない。
2回以下	制限なし	「陰性証明書 (出国前検査証明書)」 ※出国前72h以内 ※厚労省指定の様式推奨 ※証明書発行にかかる経費等 は自己負担となる場合あり	なし (感染疑いの症 状が ある場合除く)	

■在ドイツ日本国大使館ウェブサイト(https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#05bouekitaisakuJ2)

同大使館が把握している検査機関における、「陰性証明書(出国前検査証明書)」の発行にかかる検査費用(PCR検査)は一人当たり30ユーロ～50ユーロ程度(4,000円～7,500円程度/検査場所によっても料金は異なる)

・MEDICARE Testzentrum(所要時間:翌日/Next Day PCR-Test 52.50€)

<https://covid-testzentrum.de/frankfurt-the-sqaire-en/>

・Coronatest.de(所要時間:通常24～36時間/RT-PCR SWAB-TEST 29.99€～)

https://booking.profile.coronatest.de/org/medicorum-tam-gmbh?appointment_mode=

■在カタール日本国大使館(<https://www.qa.emb-japan.go.jp/files/100394195.pdf>)〔最終更新:2022年9月15日時点〕

カタール・ハマド国際空港でのトランジット(カタールへの入国なし)にあたり、事前申請、PCR検査及び新型コロナウイルス検査証明書の提出等の制限はなし

■外務省

最終更新:2022年10月11日／新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html#section3

■厚生労働省

最終更新:表示なし／水際対策(日本入国時の検疫措置) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

水際対策(日本政府が定めたワクチン・ワクチン接種証明書) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

水際対策(出国前検査証明書) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

■在ドイツ日本国大使館

最終更新:2022年10月25日／新型コロナウイルスに関連する最新情報(ドイツでの措置と日本入国関係)

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

<ドイツの国内措置(行動制限等)>

改正感染症予防法(2022年9月16日成立、10月1日発効)

○14歳以上の者に対する長距離公共交通機関におけるFFP2マスク着用義務。6歳以上14歳未満の者は医療用マスクの着用義務(ただし、航空機は除く)

○病院, 介護施設等におけるFFP2マスク着用義務及び検査結果提示義務(病院等の規模等によって異なりますので, 利用・訪問先に事前にご確認ください)

※感染状況に応じて各州政府が追加的感染予防措置を導入することができる

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD3

<未成年者(18歳未満)について>

・未成年者が有効なワクチン接種証明書を保持している場合, 成人に同じく, 陰性証明書の取得は不要です。

・また, 未成年者が有効なワクチン接種証明書を保持していない場合であっても, 有効なワクチン接種証明書を保持する同居の監護者(親等)と同伴し, 当該監護者が未成年者の行動管理を行っている場合には, 特例として, 当該未成年者は有効なワクチン接種証明書を保持する者として扱われます(つまり, 陰性証明書の取得は不要)。

・ただし, 未成年者が単独で(有効なワクチン接種証明書を保持する監護者の同行なしで)入国する場合には, 上記特例は認められません。

→同居していることが条件になるため、グループ引率指導者あるいは団長団は該当しないとのこと。(10/28 厚労省コールセンターに確認)

■在カタール日本国大使館

最終更新:2022年9月15日／トランジットでハマド国際空港をご利用予定の方へ

<https://www.qa.emb-japan.go.jp/files/100394195.pdf>